

まぐまっこ a s o b i b a 1 0 0 認定事業に係る周知広報及びステッカー制作業務委託契約における企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

こどもまんなか社会の取組を推進するため、鹿児島市が、こどもや子育て家庭が天候に左右されずに楽しめる遊び場やこども連れでも入りやすい店舗等を「まぐまっこ a s o b i b a 1 0 0」に認定する事業を推進するにあたり、より多くの店舗等の応募につながるよう周知広報を行うとともに、認定された店舗等に掲示するステッカーを制作する。

## 2 業務の名称

まぐまっこ a s o b i b a 1 0 0 認定事業に係る周知広報及びステッカー制作業務委託

## 3 予算上限額

6 2 7, 5 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は、予算の上限であって契約額ではないので留意すること。

※企画提案において予算上限額を超えてはならない。

## 4 業務委託期間

契約締結の日から令和8年10月31日（土）まで

## 5 業務の内容

別添「まぐまっこ a s o b i b a 1 0 0 認定事業に係る周知広報及びステッカー制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

## 6 企画提案競技参加資格・企画提案競技参加申込書の提出

令和8年4月23日付け告示603号のとおり

## 7 質疑応答

### (1) 質問方法

質問内容を別紙「質問書（様式第3）」に記載し、件名を「企画提案競技に関する質問」とし、電子メールで送信すること。

### (2) 質問受付期限

令和8年4月28日（火）午後3時まで（期限厳守）

### (3) 質問先

メールアドレス：kodo-kouryu@city.kagoshima.lg.jp

### (4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和8年5月1日（金）までに、本市ホームページに掲載する。

## 8 企画提案書の提出

### (1) 提出品目

- ① 企画提案書等提出書（様式第4）
- ② 企画提案書

仕様書にある内容が分かるように作成するとともに、企画提案書の提案にあたっては、つぎの点に留意すること。

ア 広報の具体的方法

イ ステッカーのデザイン案及びデザインコンセプト

ウ 費用見積明細書（経費内訳を明記したもの）を記載すること。

### (2) 形式等

原則としてA4版5ページ以内（ただし、表紙と目次はページ数に含めない。印刷は両面印刷で行う）とする。

### (3) 企画案数

提出業者1社につき1案とする（ただし、上記(1)②の「イ ステッカーのデザイン案及びデザインコンセプト」は2案以上とする。）。

### (4) 提出部数

- ① 企画提案書等提出書（様式第4） 正本1部
- ② 企画提案書（費用見積明細書含む）正本1部、副本8部

※副本には事業者名及び職員名を記載しないこと。

### (5) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後3時まで（必着）

### (6) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は必着

### (7) 提出先

鹿児島市与次郎一丁目10番17号

鹿児島市こども未来局こども政策課交流係（すこやか子育て交流館3階）

電話 099-812-7740

## 9 受託候補者の選定

鹿児島市こども未来局における業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容を総合的に評価・審査を行い選定する。

なお、プレゼンテーションは実施しない予定であるが、企画提案書の内容について、追加資料の提出やヒアリングを行う場合がある。

### (1) 審査項目及び評価基準

提案内容の審査項目及び評価基準は次のとおりとする。評価項目ごとに評点を付け、評点総数が全体の6割以上の者のうち、最高得点者を選定する。

評価項目	評価基準	配点
業務遂行能力	・同種同様の業務実績が十分あるか。	10点
広報の方法	・広報手法が具体的で効果的なものになっているか。	40点
ステッカーのデザイン案	・目的及びコンセプトに合致しているか。 ・市公式キャラクター「マグニオン」を使用しているか。 ・子育て家庭に分かりやすく親しみがあるデザインか。	40点
経費見積	・見積額は、企画内容等に対して適切なものか。	10点
合 計		100点

(2) 選定結果の通知

選定結果は、個別に通知する。なお、選定結果に関する異議の申し立ては一切認めない。

(3) その他

業務の実施にあたっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

## 10 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日時
(1) 質問受付期限	令和8年4月28日(火)午後3時
(2) 質問回答	令和8年5月1日(金)(予定)
(3) 参加申込書提出期限	令和8年5月12日(火)午後3時
(4) 参加資格決定通知	令和8年5月15日(金)(予定)
(5) 企画提案書提出期限	令和8年5月22日(金)午後3時
(6) 書類審査(選定委員会)	令和8年5月28日(木)(予定)
(7) 選定結果通知	令和8年6月上旬(予定)
(8) 契約締結	令和8年6月上旬(予定)

## 11 著作権等

- (1) 企画案に使用するデザインは実際に使用可能なものであること。著作権に関することは、制作業者において処理すること。
- (2) ステッカー等成果品の著作権はすべて本市に帰属するものとする。

## 12 業務の委託

- (1) 選定委員会で選定された企画書の提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託することとし、あらためて見積合わせを行い、契約を締結する(随意契約)。なお、鹿児島市業務委託等入札参加資格業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの。原本)を提出すること。
- (2) 選定された者が告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

### 13 その他

- (1) 本業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- (2) 企画書等は、返却しないものとする。また、提出期限以降における企画書等の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 企画書等の作成及び提出等、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 企画書等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示請求を除いた情報を公開することがある。
- (5) 本プロポーザルは、業務に関する発想、対応姿勢等、業務遂行能力を有する事業者を選定するものであり、提案されたアイデアについては、実際の準備・実施段階において変更等を行うことがある。